## 「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【法人用】

## 【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」(人格のない社団等を除く。)及び「登録番号」が公表されます。

※ 人格のない社団等で「本店又は主たる事務所の所在地」の公表を希望する場合は、「<u>適格請求書発行事業</u> 者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。



## 【次葉の作成漏れにご注意ください!】

次葉の「登録要件の確認」欄は、全ての事業者の方が記載する必要があります。

## 「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【法人用】

初葉の「事業者区分」欄で「免税事業者」を選択した方は、どちらかを選択し、記載してください。 国内事業者用 適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉) [2/2] 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に□ を記載してください(下の□に団を記載した場合を除きます。)。 請書 個人番号の記載は不要です。 は 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。 記載不要 和 課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適 格請求書発行事業者の登録を受ける場合に団を記載してください。 令和5年10月1日を希望する 場合は、記載不要です。 「課税期間の初日」に記載した日が登録年月日となります。 提出時点は免税事業者でも令和 事 登録希望日 5年9月30日以前に課税事業者と 小売業 なる場合は、令和5年9月30日以前の日を記載して構いません。 の 間 税 期 令和5年10月1日から令和6年3月31日 ただし、登録年月日は、「令和5 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 年10月1日」となります。 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 △△年 ○ 月 □□日 免税事業者の方も適格請求書発行事 課税事業者です。 業者の登録を受ける場合に「はい」に☑ □ はい □ ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 を記載してください。 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ 定める必要がない場合に「はい」 に図を記載してください。 納税管理人を定める必要のない事業者です。 □ はい □ いいえ (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 「いいえ」の場合は、下欄の納税管 要 理人の届出(※)について記載してくだ 納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項) 【個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合 ※ 届出をしていない場合、申請が拒 否されることがあります。 納税管理人の届出をしています 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出目を記載してください。 □ はい □ いいえ 消費税納税管理人届出書 (提出日:令和 年 該当しない場合に「はい」に図を 記載してください。 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 はい 🗆 いいえ (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) (注) 「加算税」や「延滞税」は罰金ではあ りません。 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 「いいえ」の場合は、下欄の執行状 □ はい □ いいえ います。 況(※)について記載してください。 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、 申請が拒否されることがあります。 全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取 引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに免税事業者となった場合でも、適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要となります。